

市課長自殺は過労

糸島 福岡高裁が逆転認定

福岡県糸島市の農林
土木担当課長だった男
性(当時52歳)が20
10年にうつ病で自殺
したのは過重労働が原
因だったとして、男性
の妻(55)ら遺族3人が
糸島市を相手に計約7
760万円の損害賠償
を求めた訴訟の判決
で、福岡高裁(金村敏
彦裁判長)は10日、請
求を棄却した上審・福
岡地裁判決を変更し市
側に計約1650万円
の支払いを命じた。

判決によると、農業
施設工事の際に地元農
家などに負担金を求め
る条例を作る過程で、
男性は住民説明などを
担当。自殺前1カ月
の間外労働は114時
間以上、10年6月に
自殺。地方公務員災害
補償基金福岡県支部は
13年3月、公務上の労
災と認定していた。

判決で金村裁判長は
「職場での支援体制が
十分に機能していたと
は言い難い。公務と自
殺に因果関係は認めら
れる」と判断。一方で
「管理職で担当公務の
量を調整できた」と男
性側の過失も認めた。

1審判決は「公務は買
的に過重とは言えな
い」として、請求を棄
却していた。【吉住遊】